

多賀城市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年3月26日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

1 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第4項）

2 監査実施対象及び期日等

対象	監査実施日
選挙管理委員会事務局	3月12日（月）
議会事務局	3月13日（火）
会計課	3月14日（水）

3 監査の着眼点及び方法

平成29年度の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、試査照合及び関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果 別紙のとおり

平成30年3月実施 定期監査結果

対 象	選挙管理委員会事務局
実 施 日	平成30年3月12日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

対 象	議会事務局
実 施 日	平成30年3月13日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	時間外勤務手当の支給について 同一支給割合で複数科目から支出している時間外勤務手当について、各科目ごとの端数処理を誤ったために、時間外勤務手当の支給を誤ったもの1件
3 指導事項	なし

対 象	会計課
実 施 日	平成30年3月14日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし